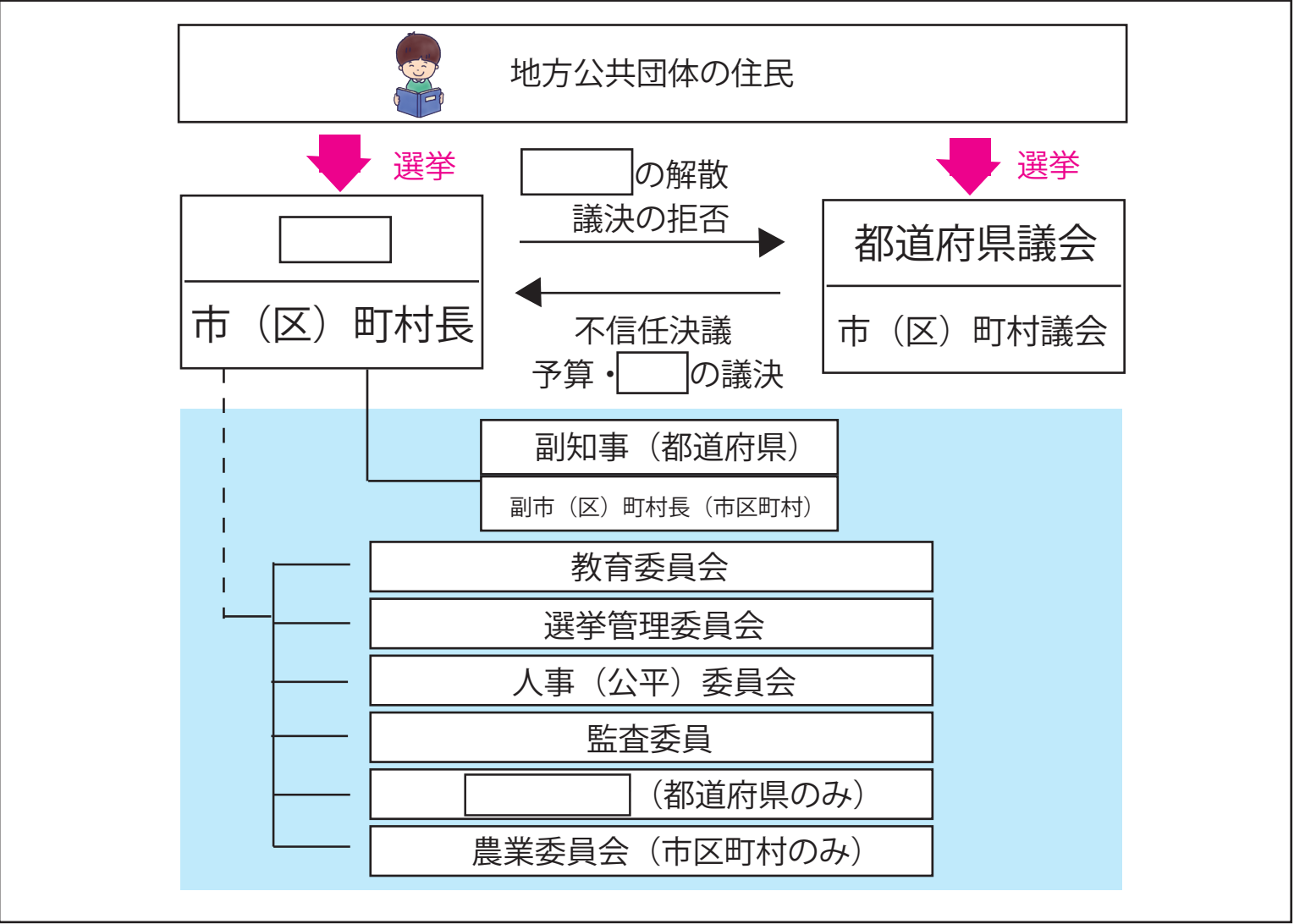


地方自治ポスター

地方自治の仕組み



住民の直接請求権

種類	必要な署名数	請求先	その他
条例の制定・改廃	有権者の分の1以上		首長とは都道府県知事と（区）市町村長です
	有権者の分の1以上	監査委員	地方公共団体の機関又は職員の違法などについて、住民が監査を求め、必要な措置をとることを請求できる
議会の解散請求	有権者の分の1以上		をおこない有効投票数の過半数の同意で解散
議員・首長の解職請求	有権者の分の1以上		をおこない有効投票数の過半数の同意で解職 ※有権者数が40万人を超える場合は40万人の3分の1に40万人を超えた人数の6分の1を足した数以上。 80万人を超える場合は40万人の3分の1に40万人の6分の1と80万人を超えた数の8分の1を足した数以上になります

地方交付税交付金と国庫支出金

地方交付税交付金

地方公共団体ののために、国から交付されるお金。使い道は

都会の自治体は地方税がたくさん入ってくるが過疎が進む自治体は地方税だけでは運営できないといった格差が生じるため

国庫支出金

義務教育費や生活保護費、道路整備などと使い道が

地方公共団体の歳入

地方公共団体の歳入

1位は 2位は 3位は

住民の選挙権・被選挙権

	選挙権	被選挙権
市（区）町村長	18歳以上	歳以上
都道府県知事	18歳以上	歳以上
都道府県市（区）町村議会の議員	18歳以上	歳以上

重要語句

- ・・・都道府県や市区町村の長のこと
- ・・・その地域で適用される決まり
- ・・・（市町村合併など）住民全体の意見を直接問うために行われること。
- ・・・住民が条例の制定・改廃や議会の解散などを求める権利
- ・・・住民が地方議員と首長の2種類の代表をえらぶ制度
- ・・・自分たちの利益を目的とせず公共の利益のため活動する団体